

道庁本庁舎・別館庁舎の壁面等への広告掲出募集について

道では、新たな財源を確保し、財政の健全化と行政サービスの向上に資することを目的として、本庁舎・別館の壁面等に民間企業等の広告掲出を行っています。

担当窓口

総務部イノベーション推進局財産課企画調整係

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 本庁舎5階

電話：011-204-5055（直通） FAX：011-232-1139

Email：somu.zaisan1@pref.hokkaido.lg.jp

※メールを送信する際は「●」を「@」に変更してください。

○対象施設等○

区分	本庁舎	別館庁舎
所在地	札幌市中央区北3条西6丁目	札幌市中央区北3条西7丁目
勤務する職員数	約3,600人	約1,800人
利便施設等の状況	1階 銀行、郵便局、道民ホール コーヒーショップ 地下1階 コンビニエンスストア	1階 銀行、コンビニエンスストア
広告枠の種類	エレベーター外扉壁面 エレベーター内部壁面 道民ホール 中央壁面広告ボード 地下通路 食堂前階段上部壁面 食堂前スロープ壁面	エレベーター内部壁面

○掲出期間○


令和6年4月から令和7年3月までの掲出広告を募集しています。

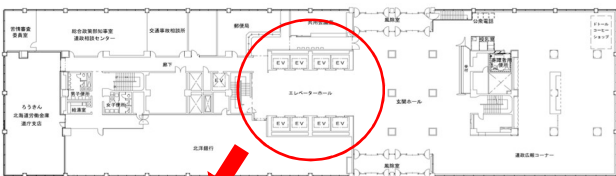
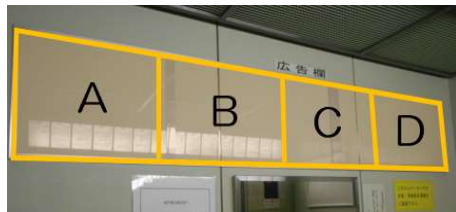

なお、月別の掲出期間は次のとおりです。

掲出期間	申込期限	掲出期間	申込期限
4月1日(月)～4月30日(火)	3月4日(月)	4月15日(月)～5月14日(火)	3月18日(月)
5月1日(水)～5月31日(金)	4月3日(水)	5月15日(水)～6月14日(金)	4月17日(水)
6月3日(月)～6月28日(金)	5月7日(火)	6月17日(月)～7月12日(金)	5月20日(月)
7月1日(月)～7月31日(水)	6月3日(月)	7月16日(火)～8月14日(水)	6月18日(火)
8月1日(木)～8月30日(金)	7月4日(木)	8月15日(木)～9月13日(金)	7月18日(木)
9月2日(月)～9月30日(月)	8月5日(月)	9月17日(火)～10月11日(金)	8月20日(火)
10月1日(火)～10月31日(木)	9月3日(火)	10月15日(火)～11月14日(木)	9月17日(火)
11月1日(金)～11月29日(金)	10月4日(金)	11月15日(金)～12月13日(金)	10月18日(金)
12月2日(月)～12月27日(金)	11月5日(火)	12月16日(月)～1月14日(火)	11月18日(月)
1月6日(月)～1月31日(金)	12月9日(月)	1月15日(水)～2月14日(金)	12月18日(水)
2月3日(月)～2月28日(金)	1月6日(月)	2月17日(月)～3月14日(金)	1月20日(月)
3月3日(月)～3月31日(月)	2月3日(月)	3月の月中掲出は募集しておりません。	

広告枠のご紹介


※下記の「広告料」は1枠・1月あたりの税込料金であり、広告掲出に係る行政財産使用料を含みます。

【本庁舎】エレベーター外扉壁面	
位置図	
	
規格等	フィルムラッピング (H2,560mm×W1,200mm) 1～8号機 / 8枠
広告料	127,600円/月 (3ヶ月～5ヶ月掲載: 121,220円/月、6ヶ月以上掲載: 114,840円/月)
その他	<p>○フィルムは次のア～エの規格を満たすものに限りです。</p> <p>ア 溶剤形インクジェットタイプ フィルム厚 0.11～0.13mm(粘着剤含む) アクリル系感圧型再剥離タイプ 粘着力: アルミウム板 7N/25mm 以上</p> <p>イ オバートラネートフィルム フィルム厚 0.08～0.09mm(粘着剤含む) アクリル系透明感圧型</p> <p>ウ 剥離後に粘着剤の残留がなく、貼り付け基材に跡が残留しないもの</p> <p>エ 粘着剤がヒド、トビ、キズ、エッチング又はスリキを含有しないか含有が極めて少ないこと</p> <p>○1～4号機は、外扉左側上部に点検で使用される直径2cmの鍵穴が突出していますので、デザイン作成に当たってはご注意ください。(貼付時に当該部分をくり抜く必要があります。)</p> <p>○道が推進する施策等を応援する旨のキャッチコピーを広告表現の一部にご使用いただくこととしております。</p> <p>◎広告枠数の上限は、1枠です。</p>

【本庁舎】エレベーター内部壁面													
位置図													
	<p>エレベーター内</p> <p>(正面枠)</p>  <p>(右側壁面枠)</p> 												
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 25px; height: 25px;">1</td> <td style="width: 25px; height: 25px;">2</td> <td style="width: 25px; height: 25px;">3</td> <td style="width: 25px; height: 25px;">4</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">エレベーターホール</td> </tr> <tr> <td style="width: 25px; height: 25px;">5</td> <td style="width: 25px; height: 25px;">6</td> <td style="width: 25px; height: 25px;">7</td> <td style="width: 25px; height: 25px;">8</td> </tr> </table>	1	2	3	4	エレベーターホール				5	6	7	8	<p>※募集は2～8号機のうち4基</p> <p>※節電等の取組により募集する号機を変更することがあります。</p>
1	2	3	4										
エレベーターホール													
5	6	7	8										
規格等	B3版横ポスター(H364mm×W515mm) 1基あたり5枠×4基 20枠												
広告料	7,700円/月 (3～5ヶ月掲載: 7,315円/月、6ヶ月以上掲載: 6,930円/月)												
その他	<p>○節電等の取組により、募集する号機を変更することがあります。</p> <p>◎広告枠数の上限は、1基につき1枠です。</p>												

【別館庁舎】エレベーター内部壁面

位置図

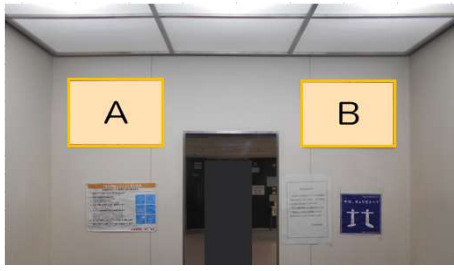


2	1
エレベーターホール	
4	3


※募集は、1、2号機

エレベーター内

(正面枠)



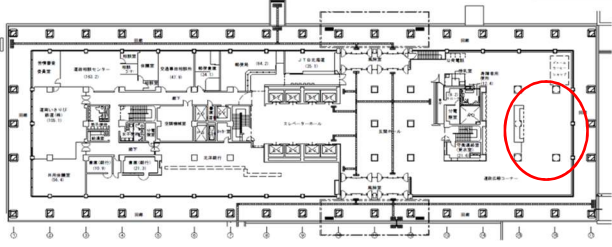
(右側壁面枠)

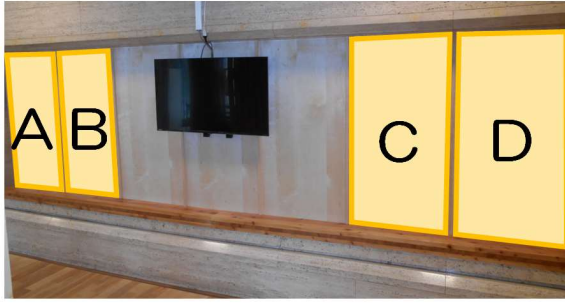


規格等	B3 版横ポスター(H364mm×W515mm)	1基あたり3枠×2基 6枠
広告料	6,600円/月(3~5ヶ月掲載:6,270円/月、6ヶ月以上掲載:5,940円/月)	
その他	○節電等の取組により、募集する号機を変更することがあります。 ◎ <u>広告枠数の上限は、1基につき1枠です。</u>	

【本庁舎】道民ホール

位置図

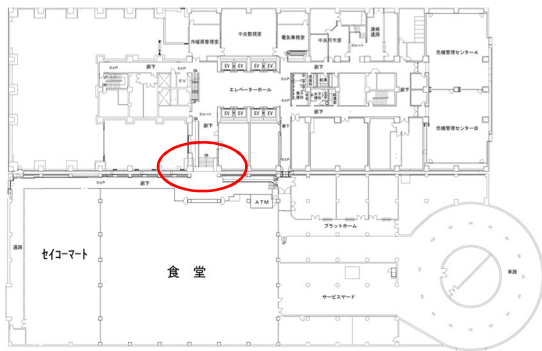




規格等	A1 縦ポスター(H841mm×W594mm) リーフレットケース(追加)(H240mm×W310mm)	4枠
広告料	19,800円/月(3~5ヶ月掲載:18,810円/月、6ヶ月以上掲載:17,820円/月) (リーフレットケース使用時) 23,100円/月(3~5ヶ月掲載:21,945円/月、6ヶ月以上掲載:20,790円/月)	
その他	○リーフレットケースに配架するパンフレットについても掲出の審査対象となります。 ◎ <u>広告枠数の上限は、1枠です。</u>	

【本庁舎】地下通路 食堂前階段上部壁面

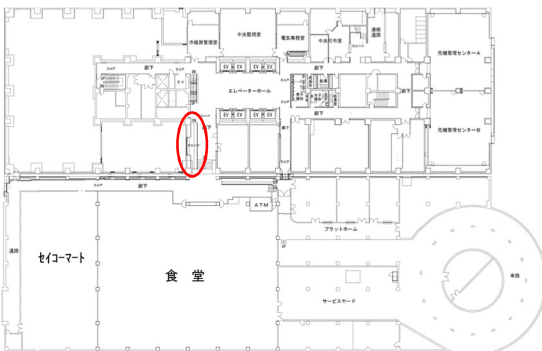
位置図



規格等	B1 版横ポスター(H728mm×W1030mm)	4 枠
広告料	30,800 円/月 (3~5 ヶ月掲載：29,260 円/月、6 ヶ月以上掲載：27,720 円/月)	
その他	◎広告枠数の上限は、1 枠です。	

【本庁舎】地下通路 食堂前スロープ壁面

位置図



規格等	A1 版縦ポスター(H841mm×W594mm)	4 枠
広告料	19,800 円/月 (3~5 ヶ月掲載：18,810 円/月、6 ヶ月以上掲載：17,820 円/月)	
その他	○照明のご用意はありません。 ◎広告枠数の上限は、1 枠です。	

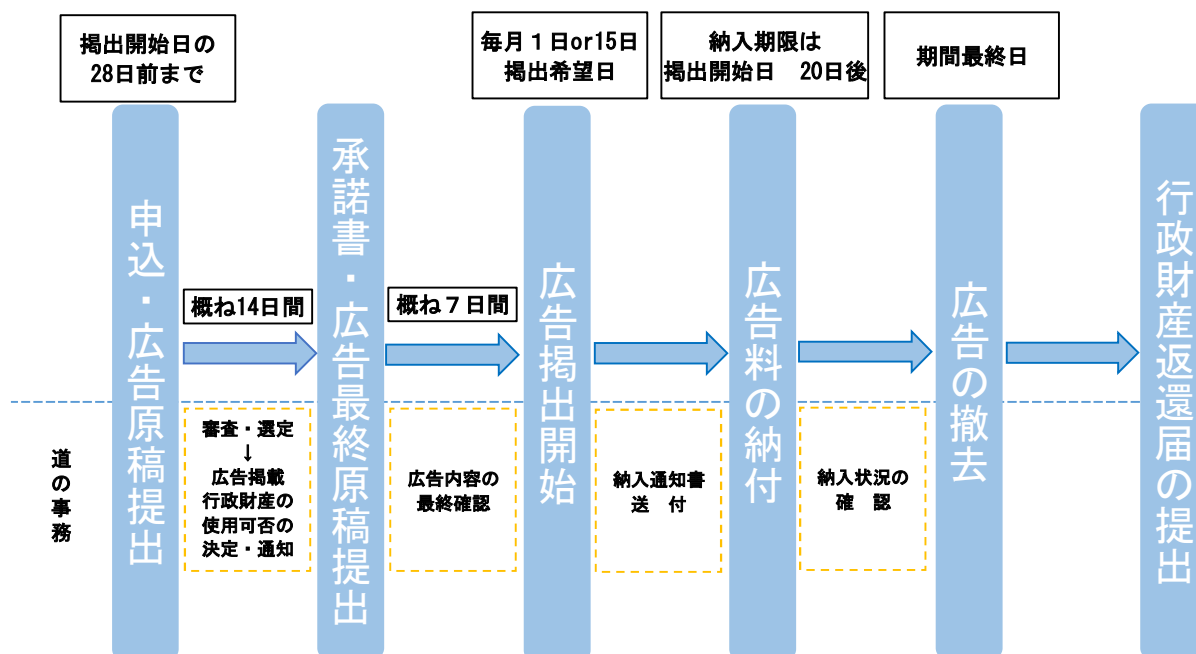
この広告には、北海道広告事業協力広告代理店制度が適用されます。

本制度は、協力広告代理店が広告主の委任を受けて広告掲載の申込、契約締結その他の広告掲載に係る事務手続きを代行した場合に、道の広告主との契約に基づき広告主から支払われる広告掲載料の一部を協力広告代理店が受領することができる制度です。

申込枠数の上限があります。

幅広い広告主の参加機会確保のため、申込枠数の上限を設定しています。
1つの掲載位置に、1枠とします。ただし、エレベーター内部壁面は、1基につき1枠とします。

○お申し込みから広告掲出までの流れ○



○お申込方法○

- (1) 受付時間 毎日 9:00~17:00 (土日・祝日等の閉庁日を除く)
 - (2) 申込書類
 - 令和6年度北海道庁本庁舎等広告掲出申込書……記載例はP8
 - 役員等名簿……記載例はP9
 - 行政財産使用許可申請書……記載例はP10
- (添付資料)

【法人・個人共通】
・委任状（協力広告代理店や支店、支社等が広告主や本店等からの委任を受けて申し込む場合）
・広告素案
・会社概要等
・印鑑証明書の写し※3ヶ月以内に発行されたもの
・消費税及び地方消費税の納税証明書の写し※3ヶ月以内に発行されたもの
・その他広告掲出に必要な資料
【法人の場合】
・定款、寄附行為又は規約の写し
・登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し※3ヶ月以内に発行されたもの
・法人税及び法人事業税の納税証明書の写し※3ヶ月以内に発行されたもの
【個人の場合】
・住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の写し（申込日前3ヶ月以内に発行されたもの）又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの表面、運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券その他の当該申請者が本人であることを確認するに足りる書類の写し
・所得税及び個人事業税の納税証明書の写し※3ヶ月以内に発行されたもの

- (3) 申込方法
 - 持参、郵送又は電子メールによる
- (4) 電子契約について

承諾書の提出を電子契約で希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出してください。

○掲出できない広告○

次に掲げる事項のいずれかに該当する広告又は業種・事業者は広告掲出ができません。

(1) 広告内容

- ア 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- イ 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの
- ウ 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- エ 政治性のあるもの
- オ 宗教性のあるもの
- カ 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの
- キ 個人又は法人の名刺広告
- ク 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれがあるもの
- ケ 内容又は責任の所在が不明確なもの
- コ 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの
- サ 比較広告
- シ その他道有財産の性質等に照らし広告を掲載することが適当でない認められるもの

(2) 業種又は事業者

- ア 各種法令に違反しているもの
- イ 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある者
- ウ 風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの
- エ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの
- オ 行政機関からの行政指導による改善がなされていないもの
- カ 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号総務部長、土木部長、農政部長、住宅都市部長、水産部長、林務部長、出納局長通達「競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の制定について」）第2に基づく指名停止を受けている者又は同要領別表第1若しくは別表第2に掲げる事項に該当する行為を行った者
- キ 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている者
- ク その他道有資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でない認められるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - ・調査会社、探偵事務所等に関するもの
 - ・銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの
 - ・人事募集又は解雇広告に関するもの
 - ・連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びこれに類する取引に関するもの
 - ・前払式割賦販売等（許可業者を除く。）に関するもの
 - ・医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品に関するもの
 - ・消費者金融に係るもの
 - ・たばこに係るもの
 - ・民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社再生法（平成14年法律154号）による再生又は再生手続中のもの
 - ・道税の滞納がある者

※詳細は、北海道広告取扱要綱、北海道広告取扱基準及び北海道庁本庁舎等広告掲出要領をご確認ください。

○留意事項○

- ・広告料金には、消費税等及び広告掲出に係る行政財産使用料を含みます。
- ・広告料金には、広告のデザイン、作成、掲出、撤去(原状回復)等の費用を含みません。
- ・広告料金には、協力広告代理店の募集事務コスト相当額を含みます。
- ・広告料金は、別に指定する日（掲出開始日の約20日後）までにお申し込み総額を一括納付していた

だきます。

- 各広告枠とも令和7年3月までの期間において、1枠、1月から募集枠数の上限までお申し込みいただけます。申込可能な空き枠数は随時変動しますので、最新の「道庁本庁舎等広告募集状況」でご確認ください。
- 各広告枠とも、募集枠数を上回るお申し込みが同時にあった場合は、道内に事業所（本社・支社等を問わない）を有する方を優先します。
なお、枠数を上回る場合は、広告枠の種類毎にお申し込みに係る各広告枠の延べ月数が多い方を優先し、なお上回る場合は抽選とします。
- 道側の事情による場合を除き、掲出期間の開始日から広告掲出ができない場合でも広告料金の日割り計算は行いません。

別記第1号様式

令和6年度北海道庁本庁舎等広告掲出申込書

(記載例)

北海道広告取扱要綱第7条及び北海道庁本庁舎等広告掲出要領第6条第1項の規定に基づき、北海道本庁舎等における広告掲出を次のとおり申し込みます。

なお、申込みに当たり、次の事項を誓約します。

- この申込書及びその添付書類については、事実と相違ありません。
- 北海道広告取扱要綱及び同基準並びに北海道庁本庁舎等広告掲出要領を遵守します。

誓約の内容を確認するため、北海道が必要と判断したときは、別紙1役員等名簿を他の官公署に提供して照会を行うことについて承諾します。

また、広告掲出の申込みに当たり、別紙2のとおり行政財産の使用の許可を申請します。

令和6年3月1日

北海道知事 鈴木 直道 様

申込者

住所 〒123 - 4567 札幌市中央区北〇条〇丁目〇番地
 商号又は名称 〇〇〇〇株式会社
 代表者氏名 代表取締役 北海 太郎
 U R L <https://www.〇〇〇>

上記代理人

住所 〒123 - 4567 札幌市中央区北〇条〇丁目〇番地
 商号又は名称 △△△△広告株式会社
 代表者氏名 代表取締役 札幌 花子
 U R L <https://www.△△△>

記

広告掲出希望者の業種 | 業種名 金融業

広告掲出を希望する媒体の名称・掲出希望期間・枠数等

希望媒体 〇印を記入	媒体の名称	掲出 開始	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	希望枠名
○	本庁舎11A [*] -外扉壁面	月初~	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1号機
		月中~	×												
○	本庁舎・別館庁舎 エレベーター内部壁面	月初~													1号機 A 2号機 B
		月中~	×											×	
○	道民ホール中央壁面広告ホ [*] -ド [*]	月初~													
		月中~	×											×	
○	本庁舎地下通路 食堂前階段上部壁面	月初~													
		月中~	×											×	
○	本庁舎地下通路 食堂前スロープ壁面	月初~													
		月中~	×											×	

↑掲出期間（上段：1日～、下段：15日～）ごとに掲出希望枠数を記入

連絡先 担当部署及び担当者氏名 〇〇部〇〇課〇〇係 札幌 二郎
 電話番号及びファクシミリ番号 電話 1234-56-7890 FAX 1234-56-7891
 電子メールアドレス

広告の内容 「〇〇に係るイメージ広告」・「〇〇キャンペーン周知広告」等

備考欄

<添付書類>
 同一年度内に2回目以降の申込みをする場合で、1回目申込時から変更のない添付書類の提出は省略することができます。

別紙2

行政財産使用許可申請書

(記載例)

令和6年3月1日

北海道知事 鈴木 直道 様

申請者 住所
商号又は名称
代表者氏名

札幌市中央区北〇条〇丁目〇番地
△△△△広告株式会社
代表取締役 札幌 花子

次のとおり行政財産の使用の許可を申請します。

代理人が掲出申込みをする場合は、行政財産使用許可申請は、「代理人」が行います。

記

- 1 行政財産の所在及び地番
札幌市中央区北3条西6丁目1番地
札幌市中央区北3条西7丁目5番地1、10番地

掲出場所の住所をプルダウンから選択してください。

- 2 行政財産の名称、区分及び数量

1	名 称	本庁舎エレベーター外扉壁面
	区 分	建物（従物）
	数量(面積)	3.07 m ²
2	名 称	別館庁舎エレベーター内部壁面
	区 分	建物（従物）
	数量(面積)	0.36 m ²

掲出場所の名称、区分、数量について、下欄を参考に、プルダウンから選択又は入力してください。
同一媒体で、複数の枠を申し込む場合は、面積は希望枠分を合算してください。

- 3 使用目的及びその用途
広告掲出のため

- 4 使用希望期間

1	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日	まで
2	令和6年4月1日	から	令和6年6月30日	まで

- 5 その他参考事項

申請担当者 *所属 〇〇部〇〇課〇〇係
 *職・氏名 札幌 二郎
 *電話番号 1234-56-7890